

質 疑 回 答 書

1 公告番号 新潟市契約公告第234号

2 件 名 新潟市教職員用コンピュータ初期設定業務

上記につきまして質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

No	質疑	回答
1	別途入札にて調達する端末で納期遅れが発生し、「5.3 受託者への端末引き渡しスケジュール」で示された期日までに端末が引き渡されない場合、指名停止や賠償請求、違約金請求等なく、配送期間変更や委託期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	協議します。
2	該当箇所:仕様書 1 ページ 3 履行場所 質問:貴市がご指定する場所での実施とのことですが、具体的なご指定場所は確定していますでしょうか。また、弊社にて受託となった場合は、弊社拠点をご指定いただくことは可能でしょうか。	受託者の作業拠点とします。受託者決定後、作業拠点の場所等を本市にお知らせいただけます。
3	該当箇所:仕様書 1 ページ 3 履行場所 質問:具体的に貴市がご指定する場所が決定している場合、作業スペースの広さ、同時作業可能台数、電源およびネットワーク環境(有線LAN・無線 LAN)についてご提供条件をご教示ください。	履行場所は受託者の作業拠点としますので、本市からの条件提示はありません。
4	該当箇所:仕様書 2 ページ 5.2 端末仕様 質問:端末仕様について、想定されるメーカーまたは機種種の候補があればご教示ください。	令和8年4月24日付け新潟市契約公告第28号の「新潟市教職員用コンピュータ等賃貸借仕様書」では、以下の機種が「参考銘柄」として記載されています。ただし、現時点で端末納入業者は未決定のため、納入機種も未定です。 A: Dynabook X74/VA B: NEC VersaPro タイプVM
5	該当箇所:仕様書 3 ページ 5.3 受託者への端末の引き渡しスケジュール 質問:受託者への端末引き渡し場所および搬入形態(パレット搬入、段ボール搬入等)についてご教示ください。	引き渡し場所及び搬入形態については、本市と端末納入業者との協議、本市と本業務の受託者との協議を経て決定するものと想定しており、現時点では確定していません。
6	該当箇所:仕様書 3 ページ 5.3 受託者への端末の引き渡しスケジュール 質問:端末引き渡しスケジュール(7月～9月)の変更が発生する可能性および変更が生じた場合の通知時期についてご指定があればご教示ください。	引き渡しスケジュールについては、端末納入業者が履行するべき要件でもあるため、本市からも端末納入業者に遵守するよう求めますが、変更が発生するかどうかは現時点では不明です。変更が発生する場合は、本市が変更を把握し次第速やかに本業務の受託者に通知します。
7	該当箇所:仕様書 3 ページ 6.2 初期設定 質問:Windows11 のボリュームライセンスを受託者が用意することと記載されていますが、ライセンス形態(MAK、KMS 等)についてご指定があるかご教示ください。	MAKとします。
8	該当箇所:仕様書 3 ページ 6.2 初期設定 質問:Windows11 のボリュームライセンスを受託者が用意することと記載されていますが、本ライセンスは本業務の実施に必要な一時的な利用を想定しているものか、それとも貴市が継続利用するライセンスとして納入する想定かをご教示ください。	後者とします。
9	該当箇所:仕様書 4 ページ 6.2.3 イメージ復元用媒体 質問:イメージ復元用媒体の種類(USB メモリ、DVD 等)についてご指定があるかご教示ください。	USBメモリとします。
10	該当箇所:仕様書 5 ページ 6.3 端末個別設定 質問:コンピュータ名、IP アドレス、オフラインドメイン参加用メタデータ等の電子ファイルの提供予定時期をご教示ください。	令和8年7月下旬を予定しています。
11	該当箇所:仕様書 5 ページ 6.3 端末個別設定 質問:ウイルス対策ソフトウェアおよび端末運用管理ソフトウェアについて、インストーラは貴市より提供されると記載されていますが、ライセンスについても貴市より提供される認識でよろしいでしょうか。受託者側でライセンス調達が必要な場合は対象ソフトウェアをご教示ください。	ライセンスについても本市から提供します。受託者でのライセンス調達は不要です。
12	該当箇所:仕様書 5 ページ 6.5 配送 質問:学校等への配送について、配送手段(宅配便の利用可否、専用便の必要有無、)をご教示ください。	宅配便は認めません。受託者自身による専用便での配送、または配送業者への再委託による専用便での配送が必要です。
13	該当箇所:仕様書 5 ページ 6.5 配送 質問:配送時の梱包について、端末納入業者の梱包状態のまま配送する想定か、それとも受託者側で再梱包が必要となるかご教示ください。	端末納入業者から引き渡された端末の梱包状態は、本業務の受託者が作業を行う際に解かれるため、「端末納入業者の梱包状態のまま配送」はあり得ないと考えます。学校等への配送にあたっては、本業務の受託者による再梱包が必要です。ただし、どのように再梱包するかを事前に本市と協議し、承認を得てください。
14	該当箇所:仕様書 5 ページ 6.5 配送 質問:配送中の端末の破損または紛失が発生した場合の責任分界点についてご教示ください。	本業務は配送も含めて委託するものですので、配送中の端末の破損や紛失などのリスクは受託者が負担するものと考えています。契約書(案)第24条の危険負担についても参照してください。